

厚生労働行政推進調査事業費補助金

障害者政策総合研究事業

身体障害者補助犬の質の確保と受け入れを促進するための研究

令和元年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 飛松 好子

令和2(2020)年 5月

目 次

I . 総括研究報告		
身体障害者補助犬の質の確保と受け入れを促進するための研究	-----	1
飛松好子		
(資料)身体障害者補助犬の質の確保と受け入れを促進するための研究		
(法・制度検証)		
II . 分担研究報告		
1 . 身体障害者補助犬の質の確保と受け入れを促進するための研究	-----	13
水越美奈		
2 . 補助犬使用者の施設等への受け入れに関する研究	-----	14
山本真理子		
3 . 身体障害者補助犬が適応となる障害者の状態像および需要推計の要件---		19
清野絵・赤池美紀・飛松好子		
III . 研究成果の刊行に関する一覧表	-----	28

令和元年度
厚生労働行政推進調査事業費（障害者政策総合研究事業）
総括研究報告書

身体障害者補助犬の質の確保と受け入れを促進するための研究

研究代表者 飛松 好子 国立障害者リハビリテーションセンター 総長

研究要旨

本研究では、2年計画の1年目として、身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の質を確保し社会での受け入れを一層進める目的として、下記の研究を実施した。

（1）法令検証については、訓練・認定の実態と現行法令等の比較検討、他法・他制度の認定基準などと補助犬法との比較検討を行った。これらの点について、第一に、我が国の補助犬法の法的観点からの分析、第二に、台湾及びアメリカの補助犬政策に関して、差別禁止、補助犬の範囲、補助犬の認定、補助犬に対する公的支援の観点から比較研究を行った。第三に、東京都の補助犬給付制度の研究を行った。

（2）衛生管理については、第一に、各補助犬の代表として日本盲導犬協会、日本介助犬協会、日本聴導犬推進協会にヒアリング調査を行い、行動管理と衛生管理についての現状と課題を把握した。その結果、現行のガイドラインは実態に合わず、役に立たないことが指摘された。第二に、補助犬の衛生管理についての海外文献を調査した。その結果、補助犬については狂犬病予防注射の文献以外は見つけることができなかった。病院等を訪問するセラピードッグについての文献は数点みつけた。ヒアリング調査や文献、併せて家庭犬の衛生管理の現状から、現行のガイドラインの問題点を抽出し、ガイドライン改定に向けて開業獣医師であり公衆衛生の専門家である佐伯潤氏（大阪府獣医師会長、日本獣医師会理事、帝京科学大学准教授）を研究協力者として研究を進めることとした。

（3）受け入れ促進については、第一に、補助犬使用者の施設利用に関して文献を調査した。その結果、受け入れ拒否を経験した使用者は、補助犬法施行直後・現在ともに多く、法律を説明しても受け入れが認められない「完全拒否」を経験した人は、4割程いた。第二に、既存ガイドライン（医療機関向け）の検証を行った。その結果、既存ガイドラインは、補助犬の受け入れの判断を医療機関に委ねる記載になっていること、また、補助犬を受け入れられない区域・場面についての具体例や補助犬の安全・衛生面の情報が不足していることが明らかとなった。第三に、保健所（全国471施設）を対象に、補助犬に関する対応事例を調査した。その結果、358部の回答が得られ（回収率76.0%）、過去5年間に補助犬使用者から相談を受けた経験のある保健所は20施設（5.6%）であった（うち同伴拒否に関する相談：11施設（30事例））。第四に、施設等へのヒアリング/アンケート調査を行った。

（4）需要推計については、第一に、国内の先行研究の調査を行った。その結果、既に補助犬を使用している障害者の状態像としては、盲導犬使用者については、身体障害者手帳1級・2級や全盲やロービジョン、聴導犬使用者については、全ろうや難聴、介助犬使用者については、身体障害者手帳1級・2級や頸髄損傷等が報告されていた。さらに、補助犬の需要推計についての先行研究は数は少なく、試算方法や数値に課題があることが明らかになった。第二に、海外の先行研究の調査を行った。その結果、海外の先行研究では、需要推計についての研究は見当たらなかった。第三に、都道府県の補助犬の助成支給要件の調査を行った。その結果、都道府県の助成支給要件については、都道府県により等級の要件に違いがあることが明らかになった。第四に、需要推計の計算式の試案として、障害種別と年齢、犬の飼育率、一戸建ての割合を要素とする式を提案し、暫定的な推計値を算出した。

研究分担者

水越美奈・日本獣医生命科学大学准教授

山本真理子・帝京科学大学講師

清野絵・国立障害者リハビリテーションセンター研究所室長

研究協力者

中川純・東京経済大学

山田英樹・国立障害者リハビリテーションセンター研究所部長

田中匡・国立障害者リハビリテーションセンターセンター係長

小祝望・国立障害者リハビリテーションセンター研究所部員

A．研究目的

本研究では、身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の質を確保し社会での受け入れを一層進めるために、下記を達成することを目的とする。 現行の法制度の内容を検証し、国、都道府県、認定を行う法人、訓練事業者が担うべき必要な対応を取りまとめ、質の確保を確実にするための提言を行う、

補助犬の衛生管理の実態を明らかにし、補助犬の衛生管理のために訓練事業者や使用者が行うべき対応を取りまとめ、衛生管理の視点から補助犬の質を確保するための方策を提言する。 使用者が補助犬を同伴して施設等を使用する際の課題を明らかにし、既存のガイドライン等を検証し、各分野で補助犬使用者を受け入れるための留意点について取りまとめる。 障害者のニーズを的確に把握するために、身体障害の状態を踏まえた、補助犬の種別毎の需要推計方法について検討する。

B．研究方法

1. 身体障害者補助犬法、同法施行規則等の法制度検証

1.1. わが国の補助犬法の研究

訓練機関が育成した補助犬に対する、指定法人による「認定」の法的性質とその制度上の課題を、行政処分の法理からあきらかにする。

1.2. 外国の補助犬制度の研究

外国の補助犬制度の政策内容およびその実務を、文献研究およびインタビューを通して、あきらかにする。2019年度に研究対象としたのは、台湾およびアメリカである。台湾の補助犬制度に関しては、文

献研究および補助犬訓練機関および監督省庁などへのインタビューにより、その制度内容およびその実務をあきらかにした。アメリカの補助犬の制度に関しては、アメリカワシントン州の省庁、ワシントン人権委員会、弁護士事務所、ADA ノースウエストセンターなどを訪問し、インタビューにより、その実務をあきらかにした。補助犬差別の個別の事例に関しては、判例によりあきらかにした。

1.3. 東京身体障害者補助犬給付制度

東京都の身体障害者補助犬給付制度に関しては、東京都の担当部局を訪問し、インタビューをおこなうとともに、提供を受けた資料に基づき、その内容をあきらかにした。

2. 訓練事業者・使用者の衛生管理

代表的な補助犬育成事業者（日本盲導犬協会・日本介助犬協会・日本聴導犬推進協会）にヒアリングを行い、衛生管理に関する現状と問題点を抽出した。また現行のガイドラインと現状、一般的な家庭犬における衛生管理を文献調査し、比較した。

3. 医療機関、飲食店、交通事業者等における補助犬の受け入れ

3.1. 補助犬使用者の施設利用

補助犬使用者の施設利用に関わる過去の文献ならびに事例を調査した。Google Scholar、医中誌、CiNii Articles、J-SAGE、Google を通して「補助犬 / 盲導犬 / 介助犬 / 聴導犬」のいずれかの単語と「受け入れ」もしくは「施設利用」という単語を用いて、該当する報告書・論文を調査した。また、補助犬の受け入れに関わる過去の事例を収集し、内容を調査した。

3.2. 医療機関向けガイドラインの検証

厚生労働省が作成した医療機関向けのガイドラインの内容を検証した。また、ガイドラインの内容について現場の意見を把握するため、全国の国公立病院、自治体病院、国公立の大学病院のうち、病院への補助犬使用者の受け入れを検討したことがあると考えられる病院から 10 病院を無作為に選び、電話にてヒアリング調査を行った。全国の国公立病院ならびに自治体病院は、総務省ホームページで公開されている平成 29 年度地方公営企業年鑑（第 3 章事業

別 6.病院事業 付表 2.病院事業経営団体一覧表 (2018(平成30)年3月31日時点))を参照した。なお、本調査では病院ホームページに補助犬の受け入れについて記載のある病院を、「補助犬使用者の受け入れを検討したことがある」とみなした。補助犬の受け入れについて詳しい病院内の担当者1名に、補助犬の受け入れ経験、病院内での受け入れ検討の経緯、既存のガイドラインを参考としたか、参考にした場合は役立つ箇所と不足している内容等について聞き取りをした。

3.3. 行政の取り組み

保健所

補助犬使用者が補助犬の同伴拒否にあう確率の高い施設(飲食店、医療機関)に関わる行政機関である保健所(全国471カ所)を対象に、補助犬に関する相談への対応事例を調査した。

省庁

省庁を対象に、省庁による相談や啓発等についての実態を把握するため、アンケート調査を実施した。

3.4. 受け入れ施設(者)等への調査

リハビリテーション専門職

2019(令和1)年11月に国立障害者リハビリテーションセンターで行われたリハビリテーション専門職の研修会で、参加者の所属病院における補助犬使用者の受け入れ状況や受け入れに関する不安の有無とその内容についてアンケート調査を行った。

病院

全国の国公立病院、自治体病院、国公立の大学病院を対象に、補助犬使用者の受け入れの状況、受け入れに向けた対策、受け入れに関する不安の有無とその内容等についてアンケート調査を行った。

個人飲食店

飲食店の中でも個人経営の飲食店は、企業によるチェーン店よりも受け入れ拒否が多いことが先行研究より示されていることから、本調査では、個人飲食店を対象に補助犬使用者の受け入れについて調査を行った。また、補助犬使用者の受け入れは補助犬が身近にいるかどうかという地域差も影響することが考えられる。そこで本調査では、補助犬使用者に出会う機会が少ないと考えられる地域(田舎:Y県U市)と、補助犬使用者に出会う機会が多いと考え

られる地域(都会:T都E駅周辺)を対象とした。

賃貸住宅管理/所有者

補助犬との生活は、住宅での補助犬の受け入れが大前提である。本調査では、賃貸住宅業界団体の会員を対象に、補助犬使用者に対する賃貸住宅の斡旋/貸出の状況について調査した。

宿泊施設

宿泊施設を対象に、補助犬使用者の受け入れ経験や受け入れに対する不安について調査した。

4. 補助犬の需要推計

4.1. 国内における先行研究の文献レビュー

日本における補助犬が適応となる障害者の状態像および需要推計の要件を明らかにするため、日本語の文献についてデータベース検索およびハンドサーチを行い文献レビューを行った。対象は、厚生労働省科学研究費補助金報告書、日本語文献を対象とした。

4.2. 海外における先行研究の文献レビュー

海外における補助犬が適応となる障害者の状態像および需要推計の要因を明らかにするため、英語文献についてデータベース検索を用いた文献レビューを行った。対象は、英語で出版された論文等とした。

データベースは、Pubmed((米国国立医学図書館内の国立生物科学情報センター)を用いた。検索語は、「assistance dog」or「guide dog」or「seeing eye dog」or「service dog(ただし「mental」「psychological」が含まれるものは除外)」or「hearing dog」)and(「review」or「survey」)とした。Article typeの設定は、「Case Reports」「Classical Article」「Clinical Trial」「Controlled Clinical Trial」「Evaluation Studies」「Government Publications」「Guideline」「Interview」「Journal Article」「Meta-Analysis」「Multicenter Study」「Practice Guideline」「Validation Studies」「Randomized Controlled Trial」「Review」「Systematic Review」「Scientific Integrity Review」とした。次に、重複を削除し、また抽出された論文の本文を確認し、本研究の内容に該当しないものを削除した。最終的に20件の論文が抽出された。

4.3. 都道府県における補助犬の助成支給要件

補助犬の需要推計要因の参考とするため、全国 47 都道府県の補助犬の助成支給要件について調査した。各都道府県の公式ホームページおよび、検索齋藤を Web で公開されている情報を収集し整理した。

4.4. 需要推計の計算式と推計値の試算

先行研究をふまえて需要推計の計算式の試算を作成し、推計値の試算を行った。

C. 研究結果・考察

1. 身体障害者補助犬法、同法施行規則等の法制度検証

1.1. 台湾の補助犬政策

台湾の補助犬政策は、日本の政策と多くの共通点がある。補助犬を、盲導犬、聴導犬、介助犬の三種としていること、補助犬を同伴することに対する差別を禁止していること、差別に対し、罰金制度があるものの、理解促進型の紛争解決方法を採用していること、差別禁止の対象である補助犬を認定し、証明証を発行していること、補助犬ユーザーに対し衛生管理、防疫ルールを守ることを求めていること、などである。日本の補助犬政策と多くの共通点を有する台湾の補助犬政策、その実態および課題から、日本の補助犬政策に対していくつかの示唆や教訓が得られる。

第 1 に、育成犬の認定および証明証の発行に関するものである。台湾では、認定を受けた合格犬だけでなく、育成犬の訓練中にも証明書を発行し、公に供される場所や公共交通機関での訓練が可能であり、オーナーなどは育成犬の進入を拒否することができないこととなっている。日本の補助犬法には「育成犬」は認定の対象になっていないが、訓練期間中、特に共同訓練中に訓練施設やユーザーの自宅だけでなく、外部での訓練ができたほうが効率的であり、また相性判断の際にも役立つと考えられる。

第 2 に、認定制度と補助犬の質の確保に対するものである。台湾の認定は実質的に訓練機関が担っているが、現在のところ補助犬の質に関する問題は把握されていない。補助犬の質の確保が、補助犬育成の国際機関による基準の遵守によって維持されるとすれば、日本における補助犬の質の低下の問題は、指定法人の認定の稚拙さによるだけではなく、訓練機関の質を原因とみなすことができる。日本では認定法人制度が懸念されているが、訓練機関の質の向上も重要な課題であると理解できるかもしれない。

い。

第 3 に、補助犬に対する購入費、維持費および医療費に対する支援に関するものである。台湾では、補助犬を獲得する際に特別な費用がかからないものの、その維持費や突発的な医療費負担の関係で、低所得者の利用が困難になっている。日本では、一部の都道府県において地域生活支援事業の一つとして補助犬獲得の際に財政支援があるものの、維持費や医療費を負担する仕組みがない。所得の多寡を問わず、補助犬が必要な障害者のニーズに対応するために、補助犬を補助具と位置づけ、都道府県が費用負担をおこなうこと、維持費や医療費の助成をおこなうことが必要であると考えられる。その支給決定においてはより厳格化された認定基準が必要であると考えられる。

1.2. アメリカの補助犬政策

アメリカは、その歴史、数そして紛争および訴訟件数から見た場合、補助犬先進国ともいえる国である。その経験から、将来の日本の政策に示唆を与える要素についてみていきたい。

第 1 に、補助犬の同伴禁止の法的構成が、少なくとも判例法理上、明確になっていることである。ADA の規則は、サービスアニマルの利用を可能にするために、公的機関または民間のサービス提供者に対し合理的配慮的の対応を求めている。それに基づき、裁判所は、ペット禁止ルール自体を障害者差別とはせず、その合理性を認めつつ、障害者に対する合理的配慮として適格性を有する補助犬の利用を認めるという法的構成を採用している。わが国の補助犬法の規定は、補助犬の同伴を拒んではならないとしているだけであり、差別の構成要件として直接差別か、合理的配慮の不提供であるかについて、差別禁止の対象が犬か、障害者かについて明確ではない。対象を犬とする場合、補助犬の飼い主が障害者か否かにかかわらず、補助犬が認定されていれば、サービスを提供しなければならないとも考えられる。

第 2 に、各法律の条文で障害者差別が禁止されていることに加えて、それらのガイドラインが比較的詳細に詳細を規定していることである。たとえば、第 1 に、ADA では犬を退出させられる場合として、「犬が暴れだし、飼い主が制御できないとき」、補助犬の同伴が「第三者の健康および安全に直接的な脅威となる」とき、補助犬の同伴を認めることが、サービスの「性質を根本的に変更する」とき、を規定

している。また、それらの内容に関する具体的な基準も定められている。第2に、補助犬を同伴できる医療機関の場所に関して、CDCのガイドラインにしたがうこととしている。これに対し、わが国では補助犬を拒否できる正当事由については定めがあるものの、その内容は明確なものとはなっていない。また、医療機関の利用については、日本補助犬情報センターが作成する「身体障害者補助犬受入れマニュアル：医療機関編」があるが、立ち入れる場所などについて具体的に指示されているわけではなく、医療機関の裁量に委ねられている。現代医療の水準とは関係のない医療機関の裁量による基準設定は、トラブルを引き起こす火種になると考えることができる。

第3に、補助犬の支援内容が限定されていないことである。アメリカでは、補助犬を支援内容で認定するという方法を採用していないため、多様な補助犬が認められている。これは、障害者の多様なニーズに対応することを可能にする。補助犬法は、盲導犬、聴導犬、介助犬の三種に限定しているが、特定の障害者の利益のみを保護するものとなっている。見方を変えれば、ニーズを有している個人の間で差別的な取扱いをおこなっている法制度という評価も可能である。ただし、補助犬を認定という方法により限定しないことは、補助犬の適格性（特に補助犬の質）とその保障（しつけられた犬であることの証明）を緩やかに判断せざるをえないという弊害もある。しかし、これらについては、公的支援制度の基準であれば適切であるが、差別禁止の基準としてはやや厳格にすぎると評価できる。

1.3. 東京都の補助犬給付制度

東京都身体障害者補助犬給付制度の給付額は、1頭につき200万円弱となっており、ユーザーである障害者ではなく、委託事業者に直接支払うこととなっており、これによって障害者である候補者は、無償で補助犬を受給することができる。補助犬の所有に関しては、局長が、訓練業者に、補助犬の訓練、合同訓練、認定の手続き、さらに退役後の引き取りを条件として給付額を支給することによって、その認定補助犬を東京都が保有し、候補者に貸与するという法的構成になっている。したがって、給付条件に合致しない場合や犬が死亡または機能を果たさなくなった場合には、局長が補助犬を返還させることができる。補助犬が返還された場合には、訓練事業

者が引き取ることとなる。

東京都の補助犬給付事業は、上記の給付事業に限定され、補助犬の維持費、突発的な医療費に対して給付をおこなっていない。ただし、医療費に関しては、東京都獣医師会の寄付によって、補助犬1頭につき1年に2万円分の補助犬医療チケットが支給されている。

2. 訓練事業者・使用者の衛生管理

身体障害者補助犬法が施行されて15年以上経過しているが、障害者福祉施策の構造が変化する中においても、訓練基準や認定基準、認定を行う指定法人の指定基準等が不明確であり、補助犬の質および管理状況にばらつきが生じる恐れがあると指摘されている。補助犬の衛生管理については「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」が取りまとめられている（平成13年度 厚生科学特別研究事業）が、未だに飲食店や医療機関等において、衛生面を懸念して補助犬の同伴を拒む例が少なくない。第一に各補助犬の代表として日本盲導犬協会、日本介助犬協会、日本聴導犬推進協会にヒアリング調査を行い、行動管理と衛生管理についての現状と課題を把握した。その結果、現行のガイドラインは実態に合わず、役に立たないことが指摘された。第二に、補助犬の衛生管理についての海外文献を調査した。その結果、補助犬については狂犬病予防注射の文献以外は見つけることができなかった。病院等を訪問するセラピードッグについての文献は数点みつけた。ヒアリング調査や文献、併せて家庭犬の衛生管理の現状から、現行のガイドラインの問題点を抽出し、ガイドライン改定に向けて開業獣医師であり公衆衛生の専門家である佐伯潤氏（大阪府獣医師会長、日本獣医師会理事、帝京科学大学准教授）を研究協力者として研究を進めることとした。

3. 医療機関、飲食店、交通事業者等における補助犬の受け入れ

第一に、補助犬使用者の施設利用に関して文献を調査した。その結果、受け入れ拒否を経験した使用者は、補助犬法施行直後・現在ともに多く、法律を説明しても受け入れが認められない「完全拒否」を経験した人は、4割程いた。しかし、円滑な受け入れにつながった好事例に関する報告は限られており、受け入れを促進するために有用な対応について調査する必要性が明らかとなった。第二に、既存ガイド

ライン(医療機関向け)の検証を行った。その結果、既存ガイドラインは、補助犬の受け入れの判断を医療機関に委ねる記載になっていること、また、補助犬を受け入れられない区域・場面についての具体例や補助犬の安全・衛生面の情報が不足していることが明らかとなった。第三に、保健所(全国471施設)を対象に、補助犬に関する対応事例を調査した。その結果、358部の回答が得られ(回収率76.0%)、過去5年間に補助犬使用者から相談を受けた経験のある保健所は20施設(5.6%)であった(うち同伴拒否に関する相談:11施設(30事例))。第四に、施設等へのヒアリング/アンケート調査を行った。補助犬使用者に出会う機会が少ないと考えられる地域(田舎:Y県U市)と出会う機会が多いと考えられる地域(都会:T都E駅周辺)で行った調査(U市:協力20店舗/対象37店舗、E駅周辺:協力36店舗/対象172店舗)の結果、補助犬法を知らないと答えた割合は、U市16店舗(80%)、E駅周辺16店舗(44.4%)であった。補助犬使用者の来店「可」答えた店舗は、U市6店舗(30%)、E駅周辺19店舗(52.8%)であった。補助犬に出会う機会が少ない地域の方が顕著とはいえ、依然として補助犬への理解が進んでいないことが明らかになった。第五に、医療機関への補助犬使用者の受け入れについてリハ専門職にアンケート調査を行った。その結果、40名の回答があり、そのうち所属病院が補助犬の同伴について何らかの取り組みをしていると答えた人は5名(12.5%)であった。補助犬の受け入れについて不安を感じたことがある人は15名(37.5%)であった。第六に、賃貸住宅業界団体の会員を対象に、補助犬使用者に対する賃貸住宅の斡旋/貸出の状況について調査し1,116件の回答を得た。補助犬法を知らないと回答した人は53.4%おり、希望があった場合に住宅の斡旋/貸出を行うと答えた人は6.5%であり、補助犬使用者の賃貸住宅借用は非常に難しい現状にあることが明らかとなった。一方、回答者は補助犬使用者の入居に際して、主に、他の入居者への対応(52.8%)、他の入居者からの苦情(47.4%)、補助犬の匂い(43.9%)、排泄物処理(41.8%)に不安を抱えていることが示された。第七に、宿泊施設(東北地方の温泉組合1団体)を対象に補助犬使用者の受け入れについて調査した(21旅館の回答)。補助犬法を知らないと答えた施設は6施設(28.6%)であり、補助犬使用者を受け入れた経験がある施設は8施設(38.1%)であった。一方、補助犬使用者

の受け入れに不安を感じている施設は12施設(57.1%)であった。ここまでの調査から、補助犬法の認知度は業界により差異があること、業界ごとに補助犬使用者の受け入れに関して一定程度の不安を感じていることが示された。

4. 補助犬の需要推計

第一に、国内の先行研究の調査を行った。その結果、その結果、既に補助犬を使用している障害者の状態像としては、盲導犬使用者については、身体障害者手帳1級・2級や全盲やロービジョン、聴導犬使用者については、全ろうや難聴、介助犬使用者については、身体障害者手帳1級・2級や頸髄損傷等が報告されていた。特に介助犬使用者については、多様な疾患名が報告されていた。また、補助犬の需要推計についての先行研究は数は少なく、試算方法や数値に課題があることが明らかになった。第二に、海外の先行研究の調査を行った。その結果、海外の先行研究では、障害者の状態像についての報告はあるものの、需要推計についての研究は見当たらなかった。第三に、都道府県の補助犬の助成支給要件の調査を行った。その結果、都道府県の助成支給要件については、都道府県により等級の要件に違いがあった。第四に、需要推計の計算式の試案を提案し、暫定的な推計値を算出した。その結果、現時点の需要の最大値として、盲導犬5,919.6人、聴導犬4,305.1人(聴覚障害の人数が不明のため、聴覚言語障害の人数を用いた暫定値)、介助犬36,257.5人が算出された。

D. 結論

1. 身体障害者補助犬法、同法施行規則等の法制度検証

指定法人に対する認定については、不適格な補助犬が送り出されることが、補助犬法の制度設計に起因するものと評価できることから、制度の枠組み自体を変更する必要があることを指摘した。

2. 訓練事業者・使用者の衛生管理

現行のガイドラインは平成13年度に作成されていることもあり、現状とそぐわない点も多くみられることから改定を行なう必要があると考えられる。ただしSFTSなど、今後も新しい人獣共通感染症が出現する可能性があるため、その度に対応できる柔軟なガイドラインにする必要がある。また事業者用使用

者用と分けて作成するのが望ましいと考えられる。

3. 医療機関、飲食店、交通事業者等における補助犬の受け入れ

調査から、補助犬（法）の認知度は業界により差異はあるものの決して高くないこと、業界ごとに補助犬使用者の受け入れに関して一定程度の不安を感じていることが示された。ガイドブックでは不安として挙げられた場面を想定した具体的な対応策の例示が求められる。さらに、補助犬使用者、施設等、施設利用者がいずれも安心して社会活動が営めるよう、業界特有の懸念にも配慮した丁寧なガイドブックの作成が求められる。

4. 補助犬の需要推計

調査から、国内外で需要推計の先行研究は国内の盲導犬1件のみで、計算式に課題があることが明らかになった。本年度、障害種別と年齢、犬の飼育率と一戸建ての割合を要素とした計算式の試案を提案し、盲導犬、聴導犬、介助犬の使用希望者の試算を行ったが、正確な数値が不明なものもあった。今後、計算式に用いる要素、また要素に入力する適切な数値について、慎重な検討を行い、より実態に近い推計値を算出することが期待される。

E．健康危険情報

該当なし

F．研究発表

1. 論文発表

- 1) 中川純（2020）台湾における補助犬政策と実務．中京法学．54（3・4），p85-210．
- 2) 清野絵，赤池美紀，飛松好子（2020）身体障害者補助犬の使用者の障害の状態像および要件：文献レビュー．地域ケアリング．22（2），p82-85．

2. 学会発表

清野絵，赤池美紀，飛松好子．既使用者の状態像から見た身体障害者補助犬の適応となる障害：日本語文献レビュー．日本リハビリテーション連携科学学会第21回大会．埼玉．2020-3-7（Web開催）．

G．知的財産権の出願・登録状況

該当なし

身体障害者補助犬の質の確保と受け入れを促進するための研究（法・制度検証）

研究協力者 中川 純 東京経済大学現代法学部 教授

研究要旨

身体障害者補助犬法（以下、補助犬法）は、国等（7条）、公共交通事業者（8条）、不特定かつ多数の者が利用する施設を管理する者（9条）は、障害者が「認定」を受けた身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）を同伴することを拒んではならないことを規定している。ところが、補助犬の訓練機関が同時に「認定」指定法人にもなれることから、お手盛りの「認定」が、補助犬の質を確保することを困難にしている場合がある。本研究は、補助犬の質を確保し、ユーザーのニーズに応えられるようにするため、補助犬の定義および認定の方法、差別禁止法理のあり方、公的給付による支援の内容について研究をおこなうことを目的とする。研究成果としては、「認定」問題がわが国の補助犬制度の建付けに起因すること、また、諸外国の研究から、補助犬の質を確保しつつ、差別禁止に実効性を与える方法をあきらかにした。

A．研究目的

2019年度に設定された課題は、訓練・認定の実態と現行法令等の比較検討、他法・他制度の認定基準などと補助犬法との比較検討、であった。これを前提として、2019年度の研究は、補助犬の質を確保し、ユーザーのニーズにより適切に応えられるようにするために、国内の法制度の問題を指摘すること、海外の法制度の例から、実効性のある政策から示唆を得ることを目的とする。研究の対象は、補助犬の定義、認定、差別禁止の実態・施行、補助犬に対する公的支援とした。

B．研究方法

1. わが国の補助犬法の研究

訓練機関が育成した補助犬に対する、指定法人による「認定」の法的性質とその制度上の課題を、行政処分の法理からあきらかにした。

2. 外国の補助犬制度の研究

外国の補助犬制度の政策内容およびその実務を、文献研究およびインタビューを通して、あきらかにした。2019年度に研究対象としたのは、台湾およびアメリカである。

台湾の補助犬制度に関しては、文献研究および補助犬訓練機関および監督省庁などへのインタビューにより、その制度内容およびその実務をあきらかにした。

アメリカの補助犬の制度に関しては、アメリカ

ワシントン州の省庁、ワシントン人権委員会、弁護士事務所、ADA ノースウエストセンターなどを訪問し、インタビューにより、その実務をあきらかにした。補助犬差別の個別の事例に関しては、判例によりあきらかにした。

3. 東京身体障害者補助犬給付制度

東京都の身体障害者補助犬給付制度に関しては、東京都の担当部局を訪問し、インタビューをおこなうとともに、提供を受けた資料に基づき、その内容をあきらかにした。

4. 分析内容

上記に関し、補助犬の定義、補助犬の公的認定、認定の証明方法、同伴可能な場所に関するガイドライン、補助犬に対する公的給付などについて比較分析をおこなっている。

C．研究結果

1. 指定法人による「認定」

訓練機関が育成した補助犬の「認定」は、厚生労働大臣から指定を受けた認定法人（以下、指定法人）がおこなうこととなっている（補助犬法15条）。ところが、特定の指定法人がおこなう適切な「認定」が質の低い補助犬を世に送り出すことになっているという批判が他の訓練機関からなされている。これは、個別の指定法人の不適切さであると同時に、制度に起因するものであるとも考え

られる。以下では、この問題を、補助犬法が指定法人に与える裁量に関して指摘していきたい。

第1に、議論の前提として、指定法人がおこなう「認定」が法的性質について考える必要がある。補助犬の「認定」は、身体障害者補助犬法（以下、補助犬法）16条に基づき、国、公共交通機関または公にサービスを提供する場所などを管理する者に対し、補助犬ユーザーが「認定」を受けたことを証明する書類を提示する限り、同伴を拒んではならないことを義務づけるものである。これにより、補助犬ユーザーは、「認定」を受けた補助犬を上記に場所に同伴させることが可能となる。また、厚生労働大臣は、「必要があると認めるときは、当該指定法人に対し、その改善のために必要な措置をとるべきことを命ずることができ（補助犬法17条）、また「指定法人が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる（補助犬法18条1項）」こととなっている。「認定」は、補助犬法の個別の規定に基づき、国民に権利及び義務を発生させることから、行政処分とみることができる。

次に、「認定」は行政庁ではなく、指定された認定法人によっておこなわれるが、そのような指定法人がおこなう認定も行政処分としての性格を有するかが問題となる。補助犬法の「指定」は、補助犬の適正さを量ることを専門的な機関に委託するものである。行政庁ではない機関に行政処分を委託するための指定に関しては、建築基準法などの構造方法などに基づき建設される建築物の確認検査を、都道府県に代わっておこなう（ことができる）確認検査機関においてもみられる。指定を受けた確認検査機関の確認行為が行政処分とみなされていることからすれば、指定認定法人がおこなう認定にも行政処分性が認められると考えられる。

第2に、認定という行政処分をおこなうことに対する指定法人の裁量の大きさについて検討する。指定認定法人は、補助犬の認定（補助犬法16条1項）について、基礎訓練、動作訓練、合同訓練（いわゆる「訓練基準」補助犬法施行規則1条・2条・3条）が適正に実施されていることを、審査委員会が書面および実地により確認（施行規則9条）することに基づき、おこなうこととなっている。指定法人の裁量の大きさについて、「認定の審査基準」と「審査委員会による確認」から量ってみた。

「認定の審査基準」に関して、補助犬法施行規則の「訓練基準」は、一定の項目に対して「訓練」「指導」を受けることを求めている。しかし、これらの訓練、指導の達成度に関する規定はない。このようになっている理由として、現行補助犬法の認定が、犬の動作やユーザーとの相性を確認するという性質上、達成基準を規定することが適切でないことがあると考えられる。しかし、このような基準の設定は、認定の判断において指定法人に広い裁量を認めうると考えられる。

「審査委員会の機能」に関して、施行規則9条によれば、指定法人は、訓練機関を含めた専門家によって構成される審査委員会の「確認」に基づき、認定をおこなうこととなっている。つまり、審査委員会の確認によって、指定法人の裁量に一定の制約がかかり、「認定」の適正さが手続き的に担保されるという制度設計となっている。しかし、審査委員会が指定法人によって設置されるとすれば、そのパワーバランスは不均衡なものとなる可能性が高く、質を確保するために重要な審査委員会の確認の公正さを保つことが困難になる場合がある。

第3に、指定法人が認定をおこなう際に広い裁量が与えられていることを前提に、仮にユーザーが提供を受けた補助犬の動作に問題があり、認定を取消す訴訟を提起したとすれば、どのようになると考えられるであろうか？上述のように「認定」基準が明確でなく、指定法人の裁量が大きい建付けになっていること、また審査委員会が適正であると判断する場合には手続的な要件を満たしていると考えられることから、補助犬の稼働状況が実態として良好でなく、たとえユーザーの生活に支障が生じていても、その「認定」を取消すことは容易ではないと想定される（ただし、そもそもこのような取消訴訟が提起されることさえ想定しづらい。ユーザーは、生活に必要な補助犬を提供してもらえないこと、取り上げられることを恐れて訓練機関に苦情をいうことさえもはばかられる状況にある。訓練機関と一体である指定法人に対し取消訴訟を提起することはまずないと考えられる）。制度の建付けから、裁量権の濫用・逸脱の法理によって補助犬の質（＝認定の質）を確保するのは困難であるといえよう。

上記に加えて、補助犬の認定の制度設計には重大な問題がある。訓練機関が指定法人を立ち上げること、または訓練機関の関係者が指定法人の役

員になることが制度上可能であることである（補助犬法 16 条）。これによって、訓練機関が指定法人をコントロールでき、従属する指定法人による「お手盛り」的な認定が可能となる。補助犬の質を確保するための基盤であるはずの認定制度が、訓練機関が指定認定法人を事実上コントロールすることを可能にすることによって、公正さを担保できない状況を生み出している。

指定法人には認定に際し広い裁量権が付与されていること、審査委員会による確認の客観性を欠く場合があること、訓練機関が指定法人をコントロールすることが可能であることから、補助犬法は、認定制度の公正さを保つこと、いいかえると補助犬の質を確保することが容易ではない制度設計となっている。将来にむけて補助犬の質を確保するためには、「指定法人による認定」のあり方そのものを変更する必要があると考えられる。

2. 台湾の補助犬制度

台湾の補助犬政策は、日本の政策と多くの共通点がある。補助犬を、盲導犬、聴導犬、介助犬の三種としていること、補助犬を同伴することに対する差別を禁止していること、差別に対し、罰金制度があるものの、理解促進型の紛争解決方法を採用していること、差別禁止の対象である補助犬を認定し、証明証を発行していること、補助犬ユーザーに対し衛生管理、防疫ルールを守ることを求めていること、などである。日本の補助犬政策と多くの共通点を有する台湾の補助犬政策、その実態および課題から、日本の補助犬政策に対していくつかの示唆や教訓が得られる。

第 1 に、育成犬の認定および証明証の発行に関するものである。台湾では、認定を受けた成犬（合格犬）だけではなく、訓練中の育成犬にも証明書を発行し、公に供される場所や公共交通機関での訓練が可能であり、オーナーなどが育成犬の進入を拒否することができないことになっている。日本の補助犬法には「育成犬」は認定の対象になっていないが、訓練期間中、特に共同訓練中に訓練施設やユーザーの自宅だけではなく、外部での訓練ができたほうが効率的であり、また相性判断の際や認定を受ける際の移動の際にも役立つと考えられる。

第 2 に、認定制度と補助犬の質の確保に対するものである。台湾の認定は実質的に訓練機関が担っているが、現在のところ補助犬の質に関する問

題は把握されていない。実際、補助犬の質の確保は、補助犬育成の国際機関による基準の遵守によって維持されている、そうだとすれば、日本における補助犬の質の低下の問題は、個別指定法人の認定の稚拙さによるだけではなく、訓練機関の質を原因とみなすことができる。日本では特定の指定法人による認定に懸念が集まっているが、訓練機関の質の向上も重要な課題であると理解できる。

第 3 に、補助犬に対する購入費、維持費および医療費に対する支援に関するものである。台湾では、補助犬を獲得する際に特別な費用がかからないものの、その維持費や突発的な医療費負担の関係で、低所得者の利用が困難になっている。日本では、一部の都道府県において地域生活支援事業の一つとして補助犬獲得の際に財政支援があるものの、維持費や医療費を負担する仕組みがない。所得の多寡を問わず、補助犬が必要な障害者のニーズに対応するために、補助犬を補助具と位置づけ、都道府県が費用負担をおこなうこと、維持費や医療費の助成をおこなうことが必要であると考えられる。その支給決定においてはより厳格化された認定基準が必要であると考えられる。

3. アメリカの補助犬制度と判例

アメリカは、その歴史、数そして紛争および訴訟件数から見た場合、補助犬先進国ともいえる国である。その経験から、将来の日本の政策に示唆を与える要素についてみていきたい。

第 1 に、補助犬の同伴禁止の法的構成が、少なくとも判例法理上、明確になっていることである。ADA の規則は、サービスアニマルの利用を可能にするために、公的機関または民間のサービス提供者に対し合理的配慮的な対応を求めている。それに基づき、裁判所は、ペット禁止ルール自体を障害者差別とはせず、その合理性を認めつつ、障害者に対する合理的配慮として、適格性を有する補助犬の利用のみを認めるという法的構成を採用している。わが国の補助犬法の規定は、補助犬の同伴を拒んではならないとしているだけであり、差別の構成要件として直接差別か、合理的配慮の不提供であるかについて、差別禁止の対象が犬か、障害者かについて明確ではない。

第 2 に、各法律の条文で障害者差別が禁止されていることに加えて、それらのガイドラインが比較的詳細に詳細を規定していることである。たとえば、第 1 に、ADA では犬を退出させられる場合

として、「犬が暴れだし、飼い主が制御できないとき」、補助犬の同伴が「第三者の健康および安全に直接的な脅威となる」とき、補助犬の同伴を認めることが、サービスの「性質を根本的に変更する」とき、を規定している。また、それらの内容に関する具体的な基準も定められている。第2に、補助犬を同伴できる医療機関の場所に関して、CDCのガイドラインにしたがうこととしている。これに対し、わが国では補助犬を拒否できる正当事由については定めがあるものの、その内容は明確なものとはなっていない。また、医療機関の利用については、日本補助犬情報センターが作成する「身体障害者補助犬受入れマニュアル：医療機関編」があるが、立ち入れる場所などについて具体的に指示されているわけではなく、その判断が医療機関の裁量に大きく委ねられている。現代医療の水準とは関係のない医療機関の裁量による基準設定は、トラブルを引き起こす火種になると考えることができる。

第3に、補助犬の支援内容が限定されていないことである。アメリカでは、補助犬を支援内容で認定するという方法を採用していないため、多様な補助犬が認められている。これは、障害者の多様なニーズに対応することを可能にする。補助犬法は、盲導犬、聴導犬、介助犬の三種に限定しているが、特定の障害者の利益のみを保護するものとなっている。見方を変えれば、ニーズを有している個人の間で差別的な取扱いをおこなっている法制度という評価も可能である。ただし、補助犬を認定という方法により限定しないことは、補助犬の適格性（特に補助犬の質）とその保障（つけられた犬であることの証明）を緩やかに判断せざるをえないという弊害もある。しかし、これらについては、公的支援制度の基準であれば適切であるが、差別禁止の基準としてはやや厳格にすぎると評価できる。

4. 東京都身体障害者補助犬給付制度

東京都身体障害者補助犬給付制度の給付額は、1頭につき200万円弱となっており、ユーザーである障害者ではなく、委託事業者が直接支払うこととなっており、これによって障害者である候補者は、無償で補助犬を受給することができる。助犬の所有に関しては、局長が、訓練業者に、補助犬の訓練、合同訓練、認定の手続き、さらに退役後の引き取りを条件として給付額を支給することに

よって、その認定補助犬を東京都が保有し、候補者に貸与するという法的構成になっている。したがって、給付条件に合致しない場合や犬が死亡または機能を果たさなくなった場合には、局長が補助犬を返還させることができる。補助犬が返還された場合には、訓練事業者が引き取ることとなる。

東京都の補助犬給付事業は、上記の給付事業に限定され、補助犬の維持費、突発的な医療費に対して給付をおこなっていない。ただし、医療費に関しては、東京都獣医師会の寄付によって、補助犬1頭につき1年に2万円分の補助犬医療チケットが支給されている。

D. 考察

1. 指定法人に対する認定

指定法人による補助犬の認定に関して、指定法人には認定に際し広い裁量権が付与されていること、審査委員会による確認の客観性を欠く場合があること、訓練機関が指定法人をコントロールすることが可能であることから、その公正さを保つことが困難な制度設計となっていることをあきらかにした。不適格な補助犬が送り出されることが、補助犬法の制度設計に起因するものと評価できることから、制度の枠組み自体を変更する必要があることを指摘した。

2. 台湾の補助犬制度

台湾の補助犬政策に関しては、差別禁止の対象として補助犬を認定していること、その対象が日本と同様に盲導犬、介助犬、聴導犬であること、さらに成犬だけではなく、育成犬に関しても認定をおこなっていること、その一方で補助犬の質は認定制度によって担保されておらず、訓練機関が国際基準に従うことによって確保されていること、をあきらかにした。

3. アメリカの補助犬制度

アメリカの補助犬政策に関しては、差別禁止の対象となる補助犬の定義は制度ごとによって異なること、しかし、公的機関による補助犬の認定はおこなわれておらず、また補助犬は訓練機関によって訓練を受けている必要もないこと、そのような定義ゆえに差別禁止法の適用を巡って多くの事件が裁判所にもたらされていること、医療現場への同伴に関してはCDCのガイダンスにしたがうとする判決があること、をあきらかにした。

4. 補助犬給付金

社会保障制度において補助犬の支給が位置づけられていないことから、補助犬を必要とする個人が補助犬を公平に利用できる状況にはなっていないが、東京都のように補助犬に対する給付金制度を実施している例があることがあきらかになった。

5. 今後の課題

今後の課題としては、以下のことが挙げられる。
第1に、日本の補助犬および訓練機関の質の確保の方法を検討するために以下の研究が必要である。

政府が補助犬を認定している国（たとえば韓国）およびまったく別のアプローチを採用する国に関する研究

台湾の犬および訓練機関の質の確保では国際機関（IGDF や ADI）などの基準およびそのアクセデレーションが重要な役割を果たしていることが確認されたことから、質の確保に関する国際基準に関する研究

第2に、補助犬に対する社会保障給付の可能性を追求するために、以下の研究が必要である。

アメリカのいくつかの州でおこなわれているメディケイドウェイバーによる、補助犬に対する給付に関する研究

第3に、日本の補助犬をめぐる法律問題を検討するために、以下の研究が必要である。

訓練機関とユーザーとの間の契約の法的性質に関する研究

個別の補助犬に対する「認定」の意義に関する研究

E . 研究発表

1. 論文発表

中川純(2020)台湾における補助犬政策と実務 .
中京法学 . 54 (3・4), p85 210 .

F . 知的財産権の出願・取得状況

該当なし

令和元年度
厚生労働行政推進調査事業費（障害者政策総合研究事業）
分担研究報告書

身体障害者補助犬の質の確保と受け入れを促進するための研究

研究分担者 水越 美奈 日本獣医生命科学大学獣医保健看護学科臨床部門 教授

研究要旨

補助犬の衛生管理に関して代表的な育成事業者ヒアリング調査を行い、現状と問題点を抽出したところ、事業者や使用者により明確に衛生確保をしてもらうためには現行のガイドラインを改定する必要があることがわかった。

身体障害者補助犬の質の確保と受け入れを促進するための研究のうち、「使用者や訓練事業者の衛生管理」を担当

A．研究目的

補助犬法の施行 17 年が経過しているが補助犬の質および管理状況にはばらつきがあると指摘されている。先行研究では「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」が取りまとめられているが、使用しづらいという指摘もあるため、まずは補助犬の衛生管理の実態と現状を把握することを目的とした。

B．研究方法

代表的な補助犬育成事業者（日本盲導犬協会・日本介助犬協会・日本聴導犬推進協会）にヒアリングを行い、衛生管理に関する現状と問題点を抽出した。また現行のガイドラインと現状、一般的な家庭犬における衛生管理を文献調査し、比較した。

C．研究結果

現行のガイドラインは現状と沿っておらず、ほとんど使用されていないことがわかった。また事業者はより具体的な記述を求めていた。

D．考察

現行のガイドラインは平成 13 年度に作成されて

いることもあり、現状とそぐわない点も多くみられることから改定を行なう必要があると考えられる。ただし SFTS など、今後も新しい人獣共通感染症が出現する可能性があるため、その度に対応できる柔軟なガイドラインにする必要がある。また事業者用使用者用と分けて作成するのが望ましいと考えられる。

E．研究発表

該当なし

F．知的財産権の出願・登録状況

該当なし

補助犬使用者の施設等への受け入れに関する研究

研究分担者 山本 真理子 帝京科学大学生命環境学部アニマルサイエンス学科 講師

研究要旨

本年度の研究は、補助犬使用者が補助犬を同伴して、施設等を利用する際の課題を明らかにすることを目的とした。補助犬使用者の施設利用に関する文献調査、既存ガイドラインの検証に加えて、補助犬使用者の受け入れに関する行政の対応、受け入れ施設等の補助犬（法）の認知度、補助犬使用者の受け入れに対する不安や意識について調査した。調査の結果、補助犬（法）の認知度は業界により差異はあるものの、決して高いこと、いずれの業界でも補助犬使用者の受け入れに関して一定程度の不安を感じていることが示された。業界が感じている不安には、情報が不十分であるがゆえの不安もあれば、業界特有の理由による懸念も含まれていた。総じて「他の施設利用者の反応」が主要な不安であった。補助犬使用者、施設等、施設利用者がいずれも安心した社会活動を営めるよう、業界特有の懸念にも配慮した丁寧なガイドブックの作成が求められる。

A . 研究目的

2002(平成14)年に身体障害者補助犬法が施行されて18年経つが、身体障害者補助犬と生活する障害者の施設等への受け入れ拒否が今もなお繰り返し報告されている。施設への受け入れに関しては、厚生労働省より医療機関における受け入れにあたっての留意点を取りまとめられているが、交通機関、飲食店、複合施設等、その他の施設等については、民間の取り組みに委ねられており、具体的な留意点が明らかにされていない。研究分担者は、2年間の研究期間の中で、医療機関向けに作成された既存のガイドブックを検証するとともに、使用者が補助犬を同伴して施設等を利用する際の課題を明らかにする(1年目：本研究報告)。これらの結果を踏まえ、各分野で補助犬使用者を受け入れるためのガイドブックの作成を行うことを目的としている(2年目)。これにより補助犬使用者の施設等への受け入れ促進を目指すことを大目的としている。

B . 研究方法

1. 補助犬使用者の施設利用

補助犬使用者の施設利用に関わる過去の文献ならびに事例を調査した。Google Scholar、医中誌、CiNii

Articles, J-SAGE、Google を通して「補助犬/盲導犬/介助犬/聴導犬」のいずれかの単語と「受け入れ」もしくは「施設利用」という単語を用いて、該当する報告書・論文を調査した。また、補助犬の受け入れに関わる過去の事例を収集し、内容を調査した。

2. 医療機関向けガイドラインの検証

厚生労働省が作成した医療機関向けのガイドラインの内容を検証した。また、ガイドラインの内容について現場の意見を把握するため、全国の国公立病院、自治体病院、国公立の大学病院のうち、病院への補助犬使用者の受け入れを検討したことがあると考えられる病院から10病院を無作為に選び、電話にてヒアリング調査を行った。全国の国公立病院ならびに自治体病院は、総務省ホームページで公開されている平成29年度地方公営企業年鑑(第3章事業別6.病院事業 付表2.病院事業経営団体一覧表(2018(平成30)年3月31日時点))を参照した。なお、本調査では病院ホームページに補助犬の受け入れについて記載のある病院を、「補助犬使用者の受け入れを検討したことがある」とみなした。補助犬の受け入れについて詳しい病院内の担当者1名に、

補助犬の受け入れ経験、病院内での受け入れ検討の経緯、既存のガイドラインを参考としたか、参考にした場合は役立つ箇所と不足している内容等について聞き取りをした。

3. 行政の取り組み

3.1. 保健所

補助犬使用者が補助犬の同伴拒否にあう確率の高い施設（飲食店、医療機関）に関わる行政機関である保健所（全国 471 ヲ所）を対象に、補助犬に関する相談への対応事例を調査した。依頼文、調査概要、調査紙を郵送し、無記名回答を依頼した。

3.2. 省庁

省庁を対象に、省庁による相談や啓発等についての実態を把握するため、アンケート調査を実施した。具体的には、省庁職員向け研修における補助犬の周知、省庁による普及啓発の取り組み、省庁への補助犬使用者の来庁の有無等を含む。省庁への各省庁に依頼文、調査概要、調査紙を添付した電子メールを送付し、回答を依頼した。なお、厚生労働省は補助犬を管轄しており、既に多様な取り組みを行っているため、本調査の対象には含めなかった。

4. 受け入れ施設（者）等への調査

4.1. リハビリテーション専門職

2019(令和1)年11月に国立障害者リハビリテーションセンターで行われたリハビリテーション専門職の研修会で、参加者の所属病院における補助犬使用者の受け入れ状況や受け入れに関する不安の有無とその内容についてアンケート調査を行った。調査概要を記載した調査用紙を研修会会場で配布し、任意かつ無記名での回答を依頼した。

4.2. 病院

全国の国公立病院、自治体病院、国公立の大学病院を対象に、補助犬使用者の受け入れの状況、受け入れに向けた対策、受け入れに関する不安の有無とその内容等についてアンケート調査を行った。対象とした国公立病院ならびに自治体病院は、調査「2-1」で示した一覧表にある病院から、2020(令和2)年1月時点で未開院の病院と、閉院された病院を除いた。その結果、国公立の大学病院と合わせて826病院を本調査の対象とした。対象となった病院に依頼文、調査概要、調査用紙を郵送し、無記名回答を

依頼した。

4.3. 個人飲食店

飲食店の中でも個人経営の飲食店は、企業によるチェーン店よりも受け入れ拒否が多いことが先行研究より示されていることから、本調査では、個人飲食店を対象に補助犬使用者の受け入れについて調査を行った。また、補助犬使用者の受け入れは補助犬が身近にいるかどうかという地域差も影響することが考えられる。そこで本調査では、補助犬使用者に出会う機会が少ないと考えられる地域（田舎：Y県U市）と、補助犬使用者に出会う機会が多いと考えられる地域（都会：T都E駅周辺）を対象とした。調査では、補助犬法の認知度、補助犬使用者の来店経験、補助犬使用者の受け入れに対する意識、受け入れへの不安等について尋ねた。Y県U市では公共交通機関でアクセス可能な市内全店（36店舗）を対象とし、調査の目的について、筆者から十分に情報提供を受け、手順について訓練を受けた研究室の学生が質問紙に沿って直接聞き取りを行った。T都E駅周辺の情報を発信するインターネットサイトで紹介されていた飲食店172店を対象に、郵送にて依頼文、調査概要、調査用紙を配布し、無記名回答を依頼した。

4.4. 賃貸住宅管理/所有者

補助犬との生活は、住宅での補助犬の受け入れが大前提である。本調査では、賃貸住宅業界団体の会員を対象に、補助犬使用者に対する賃貸住宅の斡旋/貸出の状況について調査した。賃貸住宅に関わる業界団体4つに協力を依頼し、協力の得られた団体を通して会員に調査用紙を直接もしくはFAXにて配布した。回答は業界団体がまとめて回収、もしくはFAXによる返送にて回収した。

4.5. 宿泊施設

宿泊施設を対象に、補助犬使用者の受け入れ経験や受け入れに対する不安について調査した。本調査では、関東地方の温泉地の観光協会（1団体）の協力を得て、地域の宿泊施設（主に旅館）を対象に調査を実施した。観光協会を通して調査用紙の配布と回収を行った。

C. 研究結果および考察

1. 補助犬使用者の施設利用

調査の結果、補助犬使用者の施設等への受け入れに関わる34件の報告書・論文が対象となった。調査によって数値は大きく異なるものの、受け入れ拒否を経験している使用者は、補助犬法施行直後・現在ともに多く、補助犬法を説明しても受け入れが認められない「完全拒否」を経験した人は4割程度いた。特に飲食店での拒否が多く、次いで宿泊施設、医療機関の順に拒否が多い傾向にあった。タクシー以外の公共交通機関での受け入れについては、受け入れ（利用）拒否を経験した対象者が多くの調査で5%未満とおおむね良好な受け入れ状況であることが示されたが、タクシーに関しては2割近くの使用者が拒否にあっていったという報告もあった。施設等の違いに関わらず、拒否事例の多くは、施設側の「準備不足」「情報不足」が原因であった。

なお、過去の調査は、それぞれ手法が異なり、受け入れ拒否にあった対象の期間、使用者の行動範囲や外出頻度に応じた拒否の経験、拒否後の対応等が細かく調べられていない調査も多かった。また、円滑な受け入れを進めるための工夫や、拒否から受け入れに転じた好事例などの報告は限られていた。今後は受け入れを促進するために活用できる対応策に関する情報を積極的に収集することが望まれる。

2. 医療機関向けガイドラインの検証

10病院を無作為に抽出し、調査概要を送付し、協力を依頼したところ5病院の協力を得た。

協力の得られた5病院は、自発的に、もしくは外部の働きかけ（外部評価）により補助犬の同伴受け入れについて検討を開始していた。ホームページの補助犬同伴の案内以外に、院内のスタッフ向けの補助犬使用者の受け入れマニュアルを作成している病院は、2病院であった。補助犬使用者の受け入れを検討する際にいずれの病院も厚生労働省や日本介助犬協会、日本補助犬情報センターのガイドラインやマニュアルを参考にしていた。おおむね既存のガイドラインやマニュアルに満足していたものの、準備段階で補助犬使用者や育成団体に補助犬を連れてきてもらったこと以外に、補助犬使用者を受け入れたケースがなく、「実際に受け入れてみないと分からない」、「院内のマニュアル通りに職員が動いてくれるか不安である」といった声が挙がった。そのため、実際に補助犬使用者の受け入れ経験のある病院の事例や、問題があったときの対応方法なども知りたいという意見があった。

なお、厚生労働省が作成した医療機関向けのガイドラインの内容について検証したところ、補助犬の受け入れの判断を医療機関に委ねる記載になっており、見方によっては受け入れなくても良いような印象を受ける文面になっていた。補助犬を受け入れられない区域・場面については、具体例を挙げて説明し、一般の人が立ち入ることのできる区域であれば、受け入れることが基本であることを説明することが好ましい。また、ガイドブックには、補助犬の安全・衛生面の情報について、より詳細な記載が求められる。

3. 行政の取り組み

3.1. 保健所

対象とした保健所のうち、358部の回答が得られた（回収率76.0%）。過去5年間に補助犬使用者から相談を受けた経験のある保健所は20施設（5.6%）であった（うち同伴拒否に関する相談：11施設（30事例））。一方、飲食店や医療機関から相談を受けた経験のある保健所は、それぞれ48施設（13.4%）、8施設（2.2%）であり、特に飲食店が補助犬の受け入れに不安を感じている現状が伺えた。

補助犬使用者の拒否事例への対応として、保健所が障害福祉課と連携することで受け入れにつながった事例も報告された。このような連携に関しては、2014（平成26）年に総務省・関東管区行政評価局が「身体障害者補助犬に関する広報・周知活動の推奨事例等の連絡」の中で、『管内担当窓口は、飲食店事業者等の指導を所管する保健所等他の行政機関等との連携を密にして、身体障害者補助犬使用者が安心して快適に生活を送ることができるように各種取組を行う必要がある。』（担当窓口とは、自治体における身体障害者補助犬法担当窓口をさす。）と示している。しかし、本調査では、相談があったら担当窓口を案内することで対応すると答えた保健所も複数あったことから、障害福祉課のような担当窓口と保健所の連携が十分図れていない自治体もあることが示唆された。保健所も、補助犬使用者の受け入れにおいて重要な役割を果たすことを周知する必要があるといえる。

保健所から飲食店関係者を対象に補助犬法や補助犬使用者の受け入れについて周知するために、保健所が飲食店の衛生管理者向けに実施する講習会等を活用すると良いという意見も挙げられた。

3.2. 省庁

12の省庁から回答を得た。障害者差別解消法に基づく対応要領について職員向けに研修を行う省庁は10あり、そのうち補助犬の内容を取り扱っていたのは2省庁であった。補助犬法に関する取り組みは3省庁で行われており、業界団体や所管事業者向けの周知が含まれていた。3省庁で補助犬使用者の来庁経験があり、いずれも来庁への不安はないとの回答であった。

4. 受け入れ施設（者）等への調査

4.1. リハビリテーション専門職

リハビリテーション専門職40名より回答が得られた。回答者の所属病院が補助犬使用者の受け入れについて何らかの取り組みをしていると答えた人は5名（12.5%）だった。補助犬の受け入れについて不安を感じると回答した人は15名（37.5%）であった。不安を感じる内容としては、「他の病院利用者へのアレルギー」12名（30%）、「病院スタッフによる補助犬への対応」8名（20%）、「補助犬の衛生面（臭い、抜け毛、汚れ）」8名（20%）、「他の病院利用者の反応」8名（20%）、「補助犬による感染症のリスク」5名（12.5%）であった。

4.2. 病院

2019（令和1）年度末時点で826病院に調査を依頼し、そのうち266病院より回答を得た（回収/有効回答率32.2%）。過去5年間の補助犬使用者の来院経験のある病院は17.3%であった（不明・無回答：各13.5%）。来院経験のある病院のうち、来院人数は1名と回答したのは45.7%、2名と回答したのは10.9%、3名8.7%、4名4.3%、5-9名2.2%、10名以上2.2%、不明26.1%であり、受け入れ経験があっても限られた使用者のみの利用であることが示された。補助犬使用者の来院についての不安の有無について、ある22.6%、ない28.6%、わからない46.6%であった。明確な不安を抱く病院は限られており、受け入れ経験がないことから実際の不安について検討したことがない病院の方が多いたことが示唆された。不安を感じる内容としては、「他の利用者の犬アレルギー」71.7%、「他の利用者の反応」65.0%、「補助犬の衛生面」38.3%、「補助犬使用者への対応の仕方」38.3%、「補助犬による感染症のリスク」33.3%、「補助犬の行動に関する安全性」31.7%であった。病院への補助犬使用者の受け入れに関する対策を講じ

ているか否かについて、講じている病院は10.5%であった。自由記述欄には、補助犬使用者の受け入れについて検討したことがなく、今後受け入れについて検討していきたいという積極的な意見を記載する病院が多く（11施設：自由回答の記載は50施設）補助犬使用者の受け入れに前向きな姿勢が見られた。

4.3. 個人飲食店

U市では、20店舗（対象36店舗）E駅周辺では、協力36店舗（対象172店舗）の協力が得られた。調査の結果、補助犬法を知らないと答えた割合は、U市16店舗（80.0%）、E駅周辺16店舗（44.4%）であった。補助犬使用者の来店経験はU市が0店舗、E駅周辺が6店舗（16.7%）であった。補助犬使用者の入店について「可」と答えた店舗は、U市6店舗（30.0%）、E駅周辺19店舗（52.8%）であった。補助犬に出会う機会が少ない地域の方が顕著とはいえ、どちらの地域でも依然として補助犬への理解が進んでいないことが明らかになった。また、補助犬使用者の受け入れに対する不安について、「他の客の反応」、「動物アレルギー」、「衛生面」、「店内の狭さ」を挙げる回答者が多かった。特にE駅周辺は「店内の狭さ」が最も多い回答であった。

4.4. 賃貸住宅管理/所有者

4つのうち2つの業界団体の協力が得られ、合計1,116名から回答を得た。補助犬法を知らないと回答した人は53.4%いた。補助犬使用者から借用の希望があった場合に住宅の斡旋/貸出を行うと答えた人は6.5%であり、補助犬使用者の賃貸住宅借用は非常に難しい現状にあることが明らかとなった。一方、回答者は補助犬使用者の入居に際して、主に「他の入居者への対応」（52.8%）、「他の入居者からの苦情」（47.4%）、「補助犬の匂い」（43.9%）、「排泄物処理」（41.8%）に不安を抱えていることが示された。また、補助犬の問題とは別に、障害者を受け入れた際の緊急時の対応について不安視する声も一部で見られた。一方で、これまで補助犬使用者の受け入れについて検討したことがなく、希望があれば受け入れを検討するという声も少なからず挙げられたことから、これまで焦点が当てられてこなかった賃貸住宅管理/所有者への情報周知も重要であることが示された。

4.5. 宿泊施設

地域の宿泊施設 38 施設のうち、21 施設（主に旅館）の回答が得られた。補助犬法を知らないと答えた施設は 6 施設（28.6%）であり、補助犬使用者を受け入れた経験がある施設は 8 施設（38.1%）であった。そのうち補助犬を受け入れた際に、問題を感じたことがあると答えた施設は 2 施設であった。どのような問題を感じたか複数回答で回答してもらったところ、1 施設は「補助犬の衛生面」と「他の利用者の反応」、もう 1 施設はそれに加えて「補助犬への対応」を挙げていた。これらは補助犬を受け入れた際に不安を感じたということなのか、実際に何らかの問題が生じたのかが不明であるため、今後追加の聞き取り調査を実施する予定である。

また、補助犬使用者の受け入れに不安を感じている施設は 12 施設（57.1%）であり、その内容としては「他の利用者の理解」、「他の利用者の反応」、「動物アレルギー」、「補助犬（使用者）への対応」、「衛生面」、「匂い」などが挙げられた。

D．結論

2019（R1）年度の調査から、補助犬（法）の認知度は業界により差異はあるものの決して高くないこと、業界ごとに補助犬使用者の受け入れに関して一定程度の不安を感じていることが示された。それらは情報が不十分であるがゆえに感じる不安もあれば、狭い店内での対応（飲食店）、物件所有者への説明（賃貸住宅）、大きな組織での対応の統一（医療機関）等の業界特有の理由による懸念も含まれていたが、総じて「他の利用者の反応」は主要な不安であった。実際にはほとんどの調査回答者が補助犬使用者の受け入れ経験がなく、経験がないゆえに実態がわからず想像の中で「～が生じるかもしれない」「～だったらどうしよう」という不安を感じていることが示唆された。ガイドブックでは不安として挙げられた場面を想定した具体的な対応策の例示が求められる。さらに、補助犬使用者、施設等、施設利用者がいずれも安心して社会活動が営めるよう、業界特有の懸念にも配慮した丁寧なガイドブックの作成が求められる。

本分担研究は、本研究の結果と厚生労働省令和元年度障害者総合福祉推進事業で実施された公共交通機関、複合施設、飲食店（チェーン店）、宿泊施設（ホテル）を対象とした調査結果を合わせて、各分野での補助犬使用者の受け入れに関するガイドブックを作成する予定である（2020（令和 2）年度）。

E．研究発表

該当なし

F．知的財産権の出願・登録状況

該当なし

令和元年度

厚生労働行政推進調査事業費（障害者政策総合研究事業）

分担研究報告書

身体障害者補助犬が適応となる障害者の状態像および需要推計の要件

研究分担者 清野 絵 国立障害者リハビリテーションセンター研究所 室長
研究協力者 赤池 美紀 国立障害者リハビリテーションセンター研究所 技術協力員
研究代表者 飛松 好子 国立障害者リハビリテーションセンター 総長

研究要旨

本研究では、補助犬の需要推計の検討の一助とするため、補助犬が適応となる障害者の状態像と、補助犬の需要推計に必要な要件について明らかにすることを目的とする。そのため、第一に、国内の文献調査、第二に、海外の文献調査、第三に、都道府県の補助犬支給要件の調査、第四に、需要推計式の試案の提案と試算を行った。その結果、補助犬使用者の状態像として、盲導犬使用者については、身体障害者手帳1級・2級や全盲やロービジョン、聴導犬使用者については、全ろうや難聴、介助犬使用者については、身体障害者手帳1級・2級や頸髄損傷等が明らかになった。次に、需推計の先行研究は盲導犬の1件のみであり、計算式や数値に課題があることが示唆された。また、需要推計に関する要素としては、管理能力、年齢、利用適性の評価、犬の飼育率、住居の種類等が考えられる。それらをふまえて、本研究では、補助犬需要推計式の試案を示し、判明している数値を使って推計の試算を行った。結果、現時点の需要の最大値として、盲導犬 5,919.6 人、聴導犬 4,305.1 人（聴覚障害のみの数値が不明のため言語聴覚障害の数値を用いた暫定値）、介助犬 36,257.5 人が算出された。今後、計算式に用いる要素、また要素に入力する適切な数値について検討を進め、より実態に近い推計値を算出することが期待される。

A．研究目的

身体障害者補助犬（以下、補助犬）の質を確保し社会での受け入れを一層進めるための検討にあたっては、補助犬に対する障害者のニーズや、補助犬が適応となる障害者の状態像、補助犬の需要を明らかにすることが必要である。そのため本研究では、補助犬の需要推計の検討の一助とするため、補助犬が適応となる障害者の状態像と、補助犬の需要推計に必要な要件について明らかにすることを目的とする。

B．研究方法

1. 国内における先行研究の文献レビュー

日本における補助犬が適応となる障害者の状態像および需要推計の要件を明らかにするため、日本語の文献についてデータベース検索およびハンドサーチを行い文献レビューを行った。対象は、厚生労働省科学研究費補助金報告書、日本語文献を対象

とした。

厚生労働科学研究費報告書

厚生労働科学研究成果データベースを用いた。検索語は、「補助犬」or「盲導犬」or「聴導犬」or「犬」とした。その結果、32件の報告書が抽出された。次に、重複する報告書5件を削除した。次に、課題名と本文を確認し、本研究の対象に該当しない21件を削除した。さらに、直近の平成29、30年度の関連する報告書はデータベースに反映されていないため、ハンドサーチを行い2件を抽出した。最終的に分析対象となった報告書は8件であった。

日本語文献（データベース検索）

データベースは、CiNii（国立情報学研究所）および医中誌Web（医学中央雑誌刊行会）を用いた。検索語は、（「補助犬」or「盲導犬」or「聴導犬」or「介

助犬」) and (「需要」 or 「ニーズ」 or 「調査」 or 「アンケート」 or 「インタビュー」) とし、「原著論文」と「症例報告・事例」に絞り込んで検索した。次に、重複を削除し、また抽出された論文の本文を確認し、本研究の内容に該当しないものを削除した。最終的に 20 件の論文が抽出された。

日本語文献 (データベース検索)

で抽出された論文の引用文献をハンドサーチし、本研究に該当するものを抽出し、分析対象とした。

2. 海外における先行研究の文献レビュー

海外における補助犬が適応となる障害者の状態像および需要推計の要因を明らかにするため、英語文献についてデータベース検索を用いた文献レビューを行った。対象は、英語で出版された論文等とした。

データベースは、Pubmed ((米国国立医学図書館内の国立生物科学情報センター)を用いた。検索語は、(「assistance dog」 or 「guide dog」 or 「seeing eye dog」 or 「service dog (ただし「mental」「psychological」が含まれるものは除外)」 or 「hearing dog」) and (「review」 or 「survey」) とした。Article type の設定は、「Case Reports」「Classical Article」「Clinical Trial」「Controlled Clinical Trial」「Evaluation Studies」「Government Publications」「Guideline」「Interview」「Journal Article」「Meta-Analysis」「Multicenter Study」「Practice Guideline」「Validation Studies」「Randomized Controlled Trial」「Review」「Systematic Review」「Scientific Integrity Review」とした。次に、重複を削除し、また抽出された論文の本文を確認し、本研究の内容に該当しないものを削除した。最終的に 20 件の論文が抽出された。

3. 都道府県における補助犬の助成支給要件

補助犬の需要推計要因の参考とするため、全国 47 都道府県の補助犬の助成支給要件について調査した。各都道府県の公式ホームページおよび、検索齋藤を Web で公開されている情報を収集し整理した。

(倫理面への配慮)

本研究は、公表されている資料を用いた文献レビュー、情報収集であり、個人情報を対象としていな

いため、倫理面への配慮が必要な研究には該当しない。

C. 研究結果

1. 日本における先行研究

補助犬が適応となる障害者の状態像

ア) 補助犬の効果や有効性

補助犬の適応を検討するには、補助犬の効果や有効性に関する研究が有用であると考えられる。そのような効果や有効性に関する研究としては、厚生労働省科学研究費補助金報告書の中に数件だけ見受けられた。しかし、それらは少数の事例についての検討であり、また研究の目的も作業療法的適応や理学療法的適応の検討に限定されていた。

イ) 補助犬使用者の実態調査

補助犬の適応を検討するには、既に補助犬を使用している障害者の実態についての研究も有用であると考えられる。そのような使用者の実態を調査した研究としては、水越 (2004)、高柳 (2001) 等がある。しかし、そのような研究の数は少なく、また補助犬の種類が介助犬に限定されているという限界がある。

ウ) 実態調査以外の補助犬の適応の情報

補助犬使用者の実態調査が少ない現状において、補助犬の適応を検討するには、補助犬の適応や使用者の状態像に関する情報を、実態調査に限定せず抽出することが有用と考えられる。そのため、それらについて、分析対象となった文献から抽出し整理を行った。結果を、表 1~3 に示す。文献から、既に補助犬を使用している障害者の状態像については、調査対象者の情報や、育成団体や研究者の意見として、身体障害者手帳の等級、疾患名、障害や疾患の状態について報告が見られた。具体的には、盲導犬使用者については、身体障害者手帳 1 級・2 級や全盲やロービジョン、聴導犬使用者については、全ろうや難聴、介助犬使用者については、身体障害者手帳 1 級・2 級や頸髄損傷等が報告されていた。特に介助犬使用者については、多様な疾患名が報告されていた。

補助犬の需要推計

ア) 先行研究における推計値

補助犬について、先行研究で需要推計を行って

るのは盲導犬の1件だけであった(日本財団,1999)。この推計では、独自の調査にり、盲導犬を「今すぐ希望」する人の比率と、「近い将来希望する人」の比率を算出し、それに、視覚障害で身体障害者手帳の1級2級の数を掛け合わせ値を算出している。そして、「今すぐ希望する」の比率から算出した盲導犬希望者数は4,739人であり、希望の現実性が高いと思われる「盲導犬を将来希望する」人で、盲導犬に対する関心がおおいにあり、かつ、盲導犬をよく知っている人の比率から算出した盲導犬希望者数は7,787人であった(日本財団,1999)。しかし、この推計値については、試算に用いる要素が障害者手帳の等級と比率のみと少なく、また希望割合の数値が調査対象者数が少なく実態を十分に反映できていない可能性がある等の課題があると考えられる。

その他に現在および将来の使用の希望を調査したのものとして盲導犬、介助犬の使用ニーズに関する調査が報告されていたが数は少ない(菅原,2011・財団法人日本盲導犬協会・特定非営利活動法人日本介助犬アカデミー,2009)。また、需要推計は障害者の使用希望の割合に障害者数をかけたもので、その他の要因を考慮していない。そのため、より正確な需要推計を行うには、関連する主要な要素を検討する必要がある。

イ) 需要推計の関連要素

補助犬の需要推計に関連する可能性がある要素について整理した結果を表4に示す。補助犬全般に共通すると考えられるのは、管理能力、年齢、利用適性の評価である。その他に、様々な使用者の適性に関する要因が報告されている。また、犬の飼育率や、犬の飼育が可能な住居の統計等も関連することが考えられる。それらの数値の一例として、日本の犬の飼育率は12.55%(一般社団法人ペットフード協会,2019)や、日本の居住世帯の住宅のうち犬の飼育が可能であることが多いと推測できる一戸建ての割合が53.6%(総務省統計局,2019)という報告がある。また、別の調査では、世界における犬の飼育率を調査し、日本の飼育率は17%で調査対象国・地域22カ所中の下位3位という報告がある(GfKジャパン,2016)。

2. 海外における実態・研究

英語文献を網羅的に調査して結果、補助犬の需給推計の要件に関連するものとして論文20本が抽出

された。しかし、補助犬の需要推計を行ったものは見当たらなかった。また、障害者の状態像については、育成団体や研究者の意見として報告あり、盲導犬使用者については、盲目や視覚障害、聴導犬使用者については、難聴または聴覚障害、介助犬使用者については可動性に課題のあること等が報告されていた。

3. 都道府県の補助犬の助成支給要件の調査

全国47都道府県の助成支給要件をWeb上で調査した。結果、24都道府県(愛知県、岩手県、岐阜県、熊本県、高知県、佐賀県、埼玉県、山形県、滋賀県、鹿児島県、神奈川県、青森県、静岡県、石川県、長崎県、長野県、鳥取県、島根県、徳島県、奈良県、富山県、福井県、福岡県、福島県)では、筆者らの調べたかぎりではWeb上で助成の情報が確認できなかった。それ以外の情報が確認できた23都道府県については、その内容を表5に示す。このうち、全ての種別で障害等級の記載なしの都道府県が5件あり、最終的に等級を確認できたのは18都道府県であった。この18都道府県については、都道府県により等級の要件に違いがあった。盲導犬については、視覚障害で、等級問わず1件、1級11件、1級又はこれに準ずる3件、2級3件であった。聴導犬については、聴覚障害で、等級問わず1件、2級以上2件、2級12件、2級又はこれに準ずる3件であった。介助犬については、肢体不自由で、等級問わず1件、1級3件、2級以上11件、2級以上又はこれに準ずる3件であった。

4. 補助犬使用者の推計値の検討

以上の1~3をふまえると、対象となる障害と障害者手帳の等級、管理能力や社会参加の可能性をふくめた年齢、犬の飼育を希望するかどうかや可能かどうかと関連する飼育率や一戸建ての割合等が関連要素として考えられる。したがって、下記に現時点での補助犬使用者の推計値の計算式の試案を提示し、推計値を算出した。

補助犬需要推計の計算式(案)

$$\frac{\text{対象障害者数(障害種別・障害者手帳の等級)}}{\text{年齢(18~65歳以下)}} \times \frac{\text{犬の飼育率}}{\text{一戸建て率}} = \text{補助犬の需要推計値}$$

補助犬需要推計値(案)

下記に判明している数を入力し、推計値を算出した。なお、この推計値はあくまで試算であり、必要な数値が不明なものは、今後調査等でより正確な数値の把握が必要である。また、現時点で、把握できる数を入力した最大値であり、今後の検討で変更する可能性がある。なお、ここで入力した、障害者数は「平成28年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）結果」（厚生労働省，2018）から算出した。また、それぞれ障害の等級は反映していない。

ア) 盲導犬

$$\begin{aligned} & \text{対象障害者数（視覚障害）} \times \text{年齢（18～65歳以下）} \\ & \text{（88,000人）} \times \text{犬の飼育率（12.55\%）} \times \text{一戸建て} \\ & \text{率（53.6\%）} = 5,919.6 \text{人} \end{aligned}$$

イ) 聴導犬（暫定）

$$\begin{aligned} & \text{対象障害者数（聴覚障害）} \times \text{年齢（18～65歳以下）} \\ & \text{（聴覚障害のみの数は不明・聴覚・言語障害 64,000} \\ & \text{人）} \times \text{犬の飼育率（12.55\%）} \times \text{一戸建て率（53.6\%）} \\ & = 4,305.1 \text{人} \end{aligned}$$

聴覚障害のみの数は不明で、聴覚・言語障害の数を用いたため、実際の値はさらに少なくなる

ウ) 介助犬

$$\begin{aligned} & \text{対象障害者数（視覚障害）} \times \text{年齢（18～65歳以下）} \\ & \text{（539,000人）} \times \text{犬の飼育率（12.55\%）} \times \text{一戸建} \\ & \text{て率（53.6\%）} = 36,257.5 \text{人} \end{aligned}$$

D . 考察・結論

文献調査の結果、需要推計の先行研究は盲導犬の1件のみであり、計算式や数値に課題があることが示唆された。また、国内外の文献調査の結果、補助犬の使用障害者の障害の程度、疾患について明らかになった。しかし、盲導犬・聴導犬については報告自体が少ないこと、また介助犬については疾患や障害の程度については多様な報告があり、状態像を一定に統一したり、限定したりすることが困難であることが示唆された。次に、需要推計に関する要素としては、管理能力、年齢、利用適性の評価が示唆された。また、障害種別、犬の飼育率、住居の種類等も関連要素として考えられる。

それらをふまえて、本研究では、補助犬需要推計式の試算を示し、判明している数値を使って推計の試算を行った。結果、現時点の需要の最大値として、

盲導犬 5,919.6 人、聴導犬 4,305.1 人、介助犬 36,257.5 人が算出された。今後、計算式に用いる要素、また要素に入力する適切な数値について、当事者や犬の訓練施設等の意見もふまえながら、より実態に近い推計値を算出することが期待される。

また、世界の犬の飼育率の現状を鑑みると、欧米と比べると我が国を含むアジアの犬の飼育率は低いことが示唆されている。そのため、文化的・環境的な違いにより、我が国においては欧米ほど補助犬が必要とされない可能性が考えられる。今後、ICF、ICD11等の身体障害に関する最新の分類等を参考しつつ、補助犬が適用となる状態像についてさらに整理を進め、文化的・環境的要因もふまえながら、より適切な計算式と推計値の算出を行うことが必要である。

F . 研究発表

1. 論文発表

清野絵，赤池美紀，飛松好子（2020）身体障害者補助犬の使用障害者の障害の状態像および要件：文献レビュー．地域ケアリング．22（2），p82-85.

2. 学会発表

清野絵，赤池美紀，飛松好子．既使用者の状態像から見た身体障害者補助犬の適応となる障害：日本語文献レビュー．日本リハビリテーション連携科学学会第21回大会．埼玉．2020-3-7（Web開催）.

G . 知的財産権の出願・取得状況

該当なし

H . 引用文献

- GfK ジャパン（2016）グローバルのペット飼育率調査
（https://geodaten.gfk.com/fileadmin/user_upload/dyna_content/JP/20160524_Pet_ownership.pdf）（アクセス日：2020.5.25）
- 石川智昭ら（2012）介助犬使用者の生活の質と心の健康に関する調査，日本補助犬科学研究，6（1），p49-52
- 一般社団法人ペットフード協会（2019）2019年全国犬猫飼育実態調査 結果
（<https://petfood.or.jp/topics/img/191223.pdf>）（アクセス日：2020.5.25）
- 加藤清子（2000）脊髄損傷者における介助犬の

- 作業療法的適応評価及び効果に関する検討，
「平成 11 年度厚生科学研究障害保健福祉総合
研究事業 介助犬の基礎的調査研究報告集-介
助犬の実態と身体障害者への応用に関する研究
-」， p23-26
5. 厚生労働省 (2018) 平成 28 年生活のしづらさ
などに関する調査 (全国在宅障害児・者等実態
調査) 結果
(https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/seikatsu_chousa_c_h28.pdf) (アクセス日:2020.5.25)
 6. 財団法人日本盲導犬協会:平成 16 年 身体障
害者補助犬法に関する意識調査結果 (盲導犬
ユーザー対象)
(https://www.moudouken.net/about/research/pdf/hojo_16.pdf) (アクセス日:2020.5.25)
 7. 菅原美保 (2011) 視覚リハ利用者の盲導犬へ
の意識調査, 日本補助犬科学研究, 5 (1),
p67-70
 8. 総務省統計局 (2019) 平成 30 年住宅・土地統
計調査 住宅数概数集計 結果の概要
(https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2018/pdf/g_gaiyou.pdf) (アクセス日:2020.5.25)
 - 9.
 10. 高柳哲也ら (2003) 介助犬使用者の疾患経過と
予後 筋ジストロフィーについて ,「平成 14
年度厚生労働科学研究費補助金 障害保健福祉
総合研究事業 介助犬の適応障害と導入及び効
率的育成に関する調査研究-身体障害者に対す
る有用性と課題- 総括・分担研究報告書」,
p88-95
 11. 高柳哲也 (編) (2002) 『介助犬を知る』, 名古屋
大学出版会
 12. 高柳哲也 (2001) 厚生科学研究障害保健福祉総
合研究事業総括研究報告書, 「厚生労働科学研
究費補助金 厚生科学研究障害保健福祉総合研
究事業 介助犬の基礎的調査研究-介助犬の実
態と身体障害者への応用に関する研究- 平成
12 年度 総括・分担研究報告書」, p1-6
 13. 高柳哲也 (2000) 厚生科学研究障害保健福祉総
合研究事業総括研究報告書, 「平成 11 年度厚生
科学研究障害保健福祉総合研究事業 介助犬の
基礎的調査研究報告集-介助犬の実態と身体障
害者への応用に関する研究-」, p4-6
 14. 高柳友子 (2016): 障害者の自立と社会参加を
支える補助犬, 「Journal of clinical
rehabilitation」, 25(9), p907-914
 15. 高柳友子 (2011) 介助犬, 総合リハビリテーシ
ョン, 39 (12), p1215-1217
 16. 高柳友子 (2001) 国内の介助犬使用者実態調査,
「厚生労働科学研究費補助金 厚生科学研究障
害保健福祉総合研究事業 介助犬の基礎的調査
研究-介助犬の実態と身体障害者への応用に関
する研究- 平成 12 年度 総括・分担研究報告
書」, p66-68
 17. 高柳友子ら (2000) 海外介助犬使用者実態調査,
「平成 11 年度厚生科学研究障害保健福祉総合
研究事業 介助犬の基礎的調査研究報告集-介
助犬の実態と身体障害者への応用に関する研究
-」, p36-41
 18. 高柳友子ら (1999) 介助犬使用者実態調査 介
助犬の効果と課題, 訓練状況及び譲渡条件につ
いて ,「平成 10 年度厚生科学研究障害保健福
祉総合研究事業 介助犬の基礎的調査研究報告
集-介助犬の実態と身体障害者への応用に関す
る研究-」 p97-106
 19. 土田隆政ら (1999) 脊髄損傷・筋ジストロフィ
ー症・多発性硬化症における介助犬の役割とそ
の効果, 「平成 10 年度厚生科学研究障害保健福
祉総合研究事業 介助犬の基礎的調査研究報告
集-介助犬の実態と身体障害者への応用に関す
る研究-」, p23-35
 20. 特定非営利活動法人日本介助犬アカデミー
(2009) 介助犬潜在的ニーズに対するアンケー
ト調査報告書
 21. 原和子ら (2003) 脊髄損傷者の介助犬による起
き上がり動作の有効性, 「平成 14 年度厚生労働
科学研究費補助金 障害保健福祉総合研究事業
介助犬の適応障害と導入及び効率的育成に関す
る調査研究-身体障害者に対する有用性と課題-
総括・分担研究報告書」, p41-51
 22. 原和子 (2001) 介助犬の作業療法的有用性に
関する検討, 「厚生労働科学研究費補助金 厚
生科学研究障害保健福祉総合研究事業 介助犬
の基礎的調査研究-介助犬の実態と身体障害者
への応用に関する研究- 平成 12 年度 総括・
分担研究報告書」, p53-55
 23. 原和子 (1999) 身体障害者に対する介助犬の作
業療法的有用性と課題 作業遂行過程におけ
る関係 ,「平成 10 年度厚生科学研究障害保健
福祉総合研究事業 介助犬の基礎的調査研究報

告集-介助犬の実態と身体障害者への応用に関する研究-」, p38-53

24. 日本財団(1999)「盲導犬に関する調査」結果報告書
(<https://nippon.zaidan.info/seikabutsu/1998/00001/mokuji.htm>)(アクセス日:2020.5.25)
25. 日本聴導犬協会:聴導犬希望者の方のために
(<http://hearingdog9192.ww8.jp/index.php?f=hp&ci=10146&i=10185>)(アクセス日:2020.5.25)
26. 野口裕美ら(2018)日本国内における補助犬使用者受入実態調査,「厚生労働省 平成29年度障害者総合福祉推進事業 国内外の身体障害者補助犬使用者への対応に関する調査研究 総括・調査研究報告書」, p54-154
27. 真野行生ら(2001)介助犬の有用性に関する考察,「厚生労働科学研究費補助金 厚生科学研究障害保健福祉総合研究事業 介助犬の基礎的調査研究-介助犬の実態と身体障害者への応用に関する研究-平成12年度 総括・分担研究報告書」, p50-52
28. 真野行生ら(2000)介助犬の適応障害と介助犬使用者の医療情報項目に関する考案,「平成11年度厚生科学研究障害保健福祉総合研究事業 介助犬の基礎的調査研究報告集-介助犬の実態と身体障害者への応用に関する研究-」, p7-13
29. 水越美奈(2004)身体障害の種類・程度別にみた補助犬の有効性に関する研究,「厚生労働科学研究費補助金総括研究報告書概要版 厚生労働科学研究費補助金 障害保健福祉総合研究事業 身体障害者補助犬の育成・普及のための基盤整備に関する研究 平成15年度 総括・分担研究報告」, p8-9
30. 村井敦士ら(2001)脊髄損傷者の寝返り・起き上がり動作における介助犬の可能性,「厚生労働科学研究費補助金 厚生科学研究障害保健福祉総合研究事業 介助犬の基礎的調査研究-介助犬の実態と身体障害者への応用に関する研究-平成12年度 総括・分担研究報告書」, p56-58
31. 村井敦士(2000)脊髄損傷者における介助犬の理学療法的適応評価及び効果に関する検討,「平成11年度厚生科学研究障害保健福祉総合研究事業 介助犬の基礎的調査研究報告集-介助犬の実態と身体障害者への応用に関する研究-」, p20-22

表1 盲導犬が適応となる障害者の状態像

	法律	使用者データ	専門家意見
盲導犬	・目が見えない者(目が見えない者に準ずる者) (道路交通法・身体障害者補助犬法)	・身体障害者手帳1級・2級 (財団法人日本盲導犬協会) ・全盲・ロービジョン (野口ら, 2018)	・全盲・弱視者・視野欠損者等 (高柳, 2016)

表2 聴導犬が適応となる障害者の状態像

	法律	使用者データ	団体意見
聴導犬	・聴覚障害により日常生活に著しい支障がある身体障害者(身体障害者補助犬法)	・全ろう・難聴 (野口ら, 2018)	・中程度～重度の身体(聴覚)障がい、18歳以上 (日本聴導犬協会)

表3 介助犬が適応となる障害者の状態像

	介助犬
法律	・肢体不自由により日常生活に著しい支障がある身体障害者(身体障害者補助犬法)
使用者データ	<p>< 障害状態 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1級(石川ら, 2012・土田ら, 1999) ・身体障害者手帳2級(石川ら, 2012) ・四肢麻痺, 直腸・膀胱障害 (原ら, 2003・村井ら, 2001・村井, 2000・加藤, 2000)・土田ら, 1999) ・歩行不可能, 歩行困難(野口ら, 2018) ・重複障害(肢体不自由+聴覚障害や肢体不自由+視覚障害)/(欧米)筋力低下, 四肢麻痺, 片麻痺(水越, 2004) ・(欧米)筋力低下, 片麻痺, 四肢麻痺, 下肢麻痺, 下肢及び左上肢筋力低下(高柳ら, 2000) ・四肢・体幹機能障害, 不完全対麻痺, 膀胱障害(土田ら, 1999) ・上肢不全麻痺, 下肢完全麻痺(痙性)・上肢不全麻痺, 下肢完全麻痺(弛緩性)・上下肢完全麻痺(弛緩性)(高柳ら, 1999) <p>< 診断名・疾患 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・頸髄損傷(石川ら, 2012・水越, 2004・原, 2001・村井ら, 2001・真野ら, 2000・村井, 2000・加藤, 2000・高柳, 2001・土田ら, 1999・原, 1999・高柳ら, 1999)そのうち「Zancolli 分類 C6A(原, 2001・村井ら, 2001・村井, 2000・加藤, 2000)」, 「C6(高柳, 2001・原, 1999)」, 「C5(高柳, 2001)」, 「Zancolli C6BII(土田ら, 1999)」 ・多発性硬化症(石川ら, 2012・高柳, 2001・真野ら, 2000・土田ら, 1999) ・筋ジストロフィー(水越, 2004・真野ら, 2000・高柳, 2001・原, 1999・高柳ら, 1999) ・進行性筋ジストロフィー(Duchenne型)(原, 1999・高柳ら, 1999・土田ら, 1999) ・進行性筋ジストロフィー(Becker型)(土田ら, 1999) ・脊髄損傷(原ら, 2003・原, 2001・村井ら, 2001・高柳ら, 2000)そのうち「Zancolli 分類 C6B, 完全損傷(原ら, 2003)」, 「Zancolli 分類 C6A(原, 2001・村井ら, 2001)」, 「胸髄・腰髄レベル(高柳ら, 2000)」 ・脳性麻痺(石川ら, 2012・水越, 2004・高柳, 2001) ・胸髄損傷, 腰髄損傷, 関節リウマチ, 自己免疫疾患, エーランドンロス症候群, 脳出血(石川ら, 2012) ・小児麻痺後遺症(高柳, 2001)

< 障害状態 >

- ・身体障害者手帳 1 級（高柳，2016・高柳，2011）
- ・身体障害者手帳 2 級（高柳，2016）

< 診断名・疾患 >

- ・脊髄損傷（高柳，2016・高柳，2011・高柳，2003・高柳，2002）
- ・頸髄損傷（高柳，2016・高柳，2011）
- ・多発性硬化症（高柳，2016・高柳，2003・高柳，2002）
- ・脳性麻痺（高柳，2016・高柳，2011・）
- ・神経難病，神経筋疾患，脳卒中後遺症，/重症筋無力症，筋ジストロフィー（ベッカー型），脊髄性筋萎縮症等（高柳，2016）
- ・脳卒中片麻痺，リウマチ/肢体不自由の原因となる疾患はすべて適応（高柳，2011）
- ・筋疾患（筋ジストロフィー，多発性筋炎など），運動ニューロン疾患（筋萎縮性側索硬化症，脊髄性進行性筋萎縮症，遺伝性感覚性運動性ニューロパチーなど），脱髄性疾患（慢性炎症性脱髄性ノイロパチー），変性疾患（パーキンソン病と関連疾患，脊髄小脳変性症），脳血管障害，慢性関節リウマチ，全身性エリテマトーデス（高柳，2003）
- ・神経筋疾患，筋疾患（筋ジストロフィー等），神経難病（パーキンソン病，脊髄小脳変性症，筋萎縮性側索硬化症等），脳血管障害等 / 18 歳以上が一般的（高柳，2002）

表 4 補助犬の需要推計に関連する可能性がある要素

<p>管理能力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行動管理の能力（身体障害者補助犬法） ・飼育管理，健康管理その他の管理の能力（身体障害者補助犬法施行規則） ・飼育管理，健康管理，給餌，排泄等の能力（検討会報告書） <p>年齢（高柳，2002）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己管理能力，経済効果，介助犬の経済性の観点から年齢制限が必要となり，18 歳以上が一般的 <p>利用適性に関する評価項目（みずほ情報総研株式会社，2019）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本属性 / 障害の内容・程度 / 生活環境 / 盲導犬に対する理解 / ニーズ
<p>使用希望（日本財団，1999・盲導犬に関する調査委員会，2010・菅原，2011）</p>
<p>日本聴導犬協会の規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社勤めの場合は，職場にも補助犬を同伴できる ・聴導犬ユーザーになるための規定の滞在（2 週間）および自宅訓練（4 週間）を受け，その後，認定試験を受けられる段階（数ヶ月）まで自宅訓練を継続できる方 ・聴導犬との生活を望み，犬が必要な健康管理や運動が身体的・経済的に可能な方
<p>介助犬使用者の適性（高柳，2016）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・希望する段階で介助犬認定試験に合格するだけの責任能力が負えるか否か ・知的，精神，発達，および高次脳機能等の障害により，犬の飼育管理や健康管理が適切に行えない可能性がある場合には，機能的適応があったとしても介助犬使用者としての適性はない <p>介助犬の適応と介助犬使用者適性（高柳，2011）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介助犬が介助できる範囲は限られており，たとえば，介助犬が落としたものを拾って渡したとしても，その次の動作ができなければ介助犬は有効でない

表 5 都道府県の補助犬の助成支給要件

盲導犬			聴導犬			介助犬		
障害	等級	該当数・都道府県	障害	等級	該当数・都道府県	障害	等級	該当数・都道府県
視覚障害	等級問わず	1 (香川県)	聴覚障害	等級問わず	1 (香川県)	肢体不自由	等級問わず	1 (香川県)
	1級	11 (岡山県, 沖縄県, 群馬県, 三重県, 山梨県, 秋田県, 新潟県, 千葉県, 大阪府, 東京都, 和歌山県)		2級以上又はこれに準ずる	3 (山口県, 愛媛県, 茨城県)		1級	3 (広島県, 秋田県, 和歌山県)
	1級又はこれに準ずる	3 (愛媛県, 茨城県, 山口県)		2級以上	2 (岡山県, 和歌山県)		2級以上	11 (岡山県, 沖縄県, 群馬県, 三重県, 山梨県, 新潟県, 千葉県, 大阪府, 東京都, 兵庫県, 北海道)
	2級	3 (広島県, 兵庫県, 北海道)		2級	12 (沖縄県, 群馬県, 広島県, 三重県, 山梨県, 秋田県, 新潟県, 千葉県, 大阪府, 東京都, 兵庫県, 北海道)		2級以上又はこれに準ずる	3 (愛媛県, 茨城県, 山口県)
	記載なし	5 (宮崎県, 宮城県, 京都府, 大分県, 栃木県)		記載なし	5 (宮崎県, 宮城県, 京都府, 大分県, 栃木県)		記載なし	5 (宮崎県, 宮城県, 京都府, 大分県, 栃木県)

研究成果の刊行に関する一覧表

書籍
該当なし

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
中川純	台湾における補助犬政策と実務	中京法学	54巻3・4号	p85-210	2020
清野絵, 赤池美紀, 飛松好子	身体障害者補助犬の使用者の障害の状態像および要件：文献レビュー	地域ケアリンク	22巻2号	p82-85	2020

厚生労働大臣
 (国立医薬品食品衛生研究所長) 殿
 (国立保健医療科学院長)

機関名 日本獣医生命科学大学
 所属研究機関長 職名 学長
 氏名 清水 一政 印

次の職員の令和元年度厚生労働行政推進調査事業費補助金の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 障害者政策総合研究事業
2. 研究課題名 身体障害者補助犬の質の確保と受け入れを促進するための研究
3. 研究者名 (所属部局・職名) 獣医学部・教授
 (氏名・フリガナ) 水越 美奈・ミズコシ ミナ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし、
 一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査の場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関: 国立障害者リハビリテーションセンター)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
 ・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

厚生労働大臣
 (国立医薬品食品衛生研究所長) 殿
 (国立保健医療科学院長)

機関名 帝京科学大学

所属研究機関長 職名 学長

氏名 沖永 莊八 印



次の職員の令和元年度厚生労働行政推進調査事業費補助金の調査研究における、倫理審査及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

- 研究事業名 障害者政策総合研究事業
- 研究課題名 身体障害者補助犬の質の確保と受け入れを促進するための研究
- 研究者名 (所属部局・職名) 生命環境学部アニマルサイエンス学科・講師
 (氏名・フリガナ) 山本真理子・ヤマモトマリコ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし、一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査の場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関: 国立障害者リハビリテーションセンター)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
 ・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。